平成２８年（フ）第３４号
大分県日田市天瀬町五馬市1010番地12
債務者　宮本　洋美
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第５７６号
神奈川県厚木市戸田1415番地２　メゾンＷＡＤＡ202
債務者　板橋　英樹
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６１９号
神奈川県厚木市妻田東１丁目６番48―103号
債務者　前地　実生
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６７７号
神奈川県厚木市愛名1357番地　グランオーブ103、前住所神奈川県厚木市長谷224番地１厚木第９ダイヤモンドマンション202
債務者　今井　達雄
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３０４号
埼玉県熊谷市上之1386番地３　コーポ恵103号
債務者　川田　光春
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３２１号
埼玉県熊谷市押切2653番地147
債務者　桒原　一弘
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第９９号
北海道小樽市高島４丁目10番４号、前住所札幌市西区宮の沢２条４丁目７番８号　プラザ三浦１階中
債務者　小柳　建太
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第２５号
岩手県釜石市八雲町７番20号　コーポ紅葉102
債務者　和田　　茂
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２８年（フ）第１１３号
福島県相馬市坪田字坊山193番地
債務者　高野　真希（旧姓品川）
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第９８５号
千葉市若葉区みつわ台３丁目４番10棟302号
債務者　髙橋　善長
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９８６号
千葉市若葉区みつわ台３丁目４番10棟302号
債務者　髙橋眞知子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１４５号
千葉県船橋市本町７丁目23番19号
債務者　野口　和孝
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３５６号
新潟市北区下土地亀3391番地４、前住所新潟市中央区高志１丁目14番６号　レジデンスレイクサイド603号
債務者　長谷川隆志
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３５７号
新潟市西蒲区巻甲749番地２
債務者　岡安　康雄
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６５号
新潟市西蒲区大潟441番地
債務者　渡邉ツタエ
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６７号
新潟県五泉市寺沢３丁目２番６号
債務者　川合　龍生
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９６号
長野県千曲市大字稲荷山2224番地９
債務者　藤澤　恵子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
長野地方裁判所上田支部